

# 「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 2 月策定  
平成 28 年 2 月改訂

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### 1 基本理念

いじめは、被害者の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じる恐れがある。

全ての生徒がいじめを行わず、またはいじめを放置することがないように、いじめ問題に関する生徒の理解を深めることを目的とする。

### 2 いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。

## II いじめ防止等の対策

### 1 いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。

#### (1) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む。
- ② 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培うとともに、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 自分の言動が相手の周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する機会を通じて、円滑に他者とコミュニケーションできる能力を育てる。

#### (2) いじめが産まれる背景を踏まえた指導

- ① 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かり易い授業づくりに努める。
- ② 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できるように留意して集団づくりを進める。
- ③ 「いじめられる側にも問題がある」という誤った認識や発言を含め、不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長しないよう、注意を払う。
- ④ ストレスを感じた場合に、他人にぶつけるのではなく、相談、運動発散等、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑤ 障害（発達障害）について理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

#### (3) 自己有用感や自己肯定感の育成

- ① 生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる指導、支援に留意し、自己有用感を高める。
- ② 幅広い大人から認められているという思いを生徒が得られるよう工夫する。

## 2 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の職員で関わり、いじめの積極的な発見に取り組む。

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。また、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ② 生徒及び保護者、職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。また、教育相談で得た生徒の個人情報、学年・学校全体で共有し適切に管理する。
- ③ 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

## 3 いじめの早期解決にむけての取組

いじめの発見・通報に対しては、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応するとともに、全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めるとともに、早めの段階から関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、一人で抱え込まず、学年職員及び「生徒指導委員会」で情報を共有する。
- ③ 発見・通報を受けた場合には、学年職員を中心に「生徒指導委員会」と連携して、速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ④ いじめの事実の確認の結果は、校長が責任を持って豊見城市教育委員会に報告し、学年職員又は「生徒指導委員会」より、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑤ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、関係機関（児相、警察署、市担当課）に通報し、援助を求める。

### (2) いじめられた生徒とその保護者への対応

- ① いじめられている生徒の自尊感情を高めるよう留意しながら、事実関係の聞き取りを行う。その際には、生徒の個人情報の取り扱いやプライバシーに配慮する。保護者には、家庭訪問等により、速やかに事実関係を伝える。
- ② いじめられた生徒や保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添える体制をつくる。スクールカウンセラーなどの協力も得る。
- ④ いじめられた生徒が安心して学校生活を送れるように、環境の確保に取り組む。

⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

### (3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ① いじめがあったことが確認された場合には、職員が連携し、スクールカウンセラー等の協力も得て、組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、保護者の理解や納得を得た上で、保護者の協力を求める。保護者に対する継続的な助言を行う。個人情報やプライバシーには配慮する。
- ③ いじめた生徒の指導は、自らの行為の責任を自覚させ、健全な人格の発達に配慮する。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、他機関との連携も含め、毅然として対応する。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒には、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせる又は誰かに知らせる勇気を持つように伝える。はやしたてるなど同調した生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。集団の一員として、互いに尊重し認め合う支持的風土のある集団づくりを進める。

### (5) インターネット上のいじめへの対応

- ① インターネットや携帯メールなどを利用したいじめなどは、発見しにくいいため、情報モラル教育を進める。保護者へも利用についての理解を求めていく。
- ② 外部講師を招き、安全なインターネットの利用なサイバー犯罪等についての講演会を実施する。

## 4 校内組織

本校におけるいじめ防止策に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」として常設の組織（生徒指導委員会）を以下の通り置く。

### (1) 構成員と委員会の開催

構成員 ・校長 ・教頭 ・生徒指導主任 ・学年生徒指導 ・養護教諭 ・市自立支援教室コーディネーター ・市スクールソーシャルワーカー

開催 ・週時程に位置づける（毎週火曜日の2校時）。また、臨時的に開催できる。

### (2) 役割

- ① いじめの事実の確認とその判断を行う。組織的にいじめの早期解決に向けて対応する。
- ② いじめの相談や情報を集める。外部からの情報・相談窓口は教頭が努める。その情報等は生徒指導主任とできる限り早く共有する。
- ③ 情報の管理責任者は、教頭が努める。
- ④ 本基本方針の策定及び見直しを行う。

## 5 重大事態への対処

### (1) 「重大事態」に該当するいじめとは

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## (2) 「重大事態」に対処する組織構成員

構成員 ・生徒指導委員会のメンバー ・スクールカウンセラー ・学校評議員1人 ・親父の  
会会長 ・民生児童員 ※事案に応じて他の職員も参加

## (3) 役割

- ① 重大事態が発生した旨を、豊見城市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
  - ・市教育委員会や関係機関に資料を提供し、連携して対応する。
  - ・いじめられた生徒から聴取する。在籍生徒や職員から質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ③ 市教育委員会と確認しながら、事実関係についていじめを受けた生徒や保護者に対して説明し、必要な情報を適宜・適切に提供する。

## 6 地域や家庭、関係機関との連携

生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外問わずいじめの防止及び早期発見に取り組む。生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

- ① 地域や家庭に対して、いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為であるとう認識を周知、徹底する。
- ② 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通して、生徒の状況と対策について協議する。
- ③ 児童相談所や市担当課等と生徒の状況や対策等について協議し、連携した支援をする。

## 7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

※ 「いじめ対策推進法」 平成25年6月21日成立 9月28日施行

### 第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。